

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成26年9月9日(火)午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 中 田 幹 人 (岡山地方裁判所刑事部判事)

裁判官 松 田 道 別 (岡山地方裁判所刑事部判事)

検察官 岡 田 常 (岡山地方検察庁検事)

同 山 本 洋 平 (岡山地方検察庁検事)

弁護士 松 島 幸 三 (岡山弁護士会所属)

同 的 場 真 介 (岡山弁護士会所属)

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

4 議事概要

司会

第2刑事部裁判官の中田でございます。司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。本日は岡山地裁で既に裁判員又は補充裁判員を経験された方々の中から8名の方にお越しいただきました。お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。この会は、経験者の方々から、それぞれ担当された事件を通じて、裁判員制度についての御意見、御感想などをお伺いし、この裁判員制度の実情を広く知っていただくとともに、我々裁判所、そして検察庁、弁護士会もその結果をフィードバックして、更により良いものにしていこうという趣旨のものであります。したがって、経験者の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をお話しいただいて、我々にとりまして有意義な会になりますよう、よろしくお願いたします。

また、経験者同士でも情報交換をしていただく良い機会になればとも思っております。

それではまず、今日の会に参加しております裁判官、検察官、弁護士、それぞれから簡単に自己紹介をしてもらいたいと思います。

松田裁判官

岡山地裁の第1刑事部で裁判長を務めております裁判官の松田でございます。この

4月に岡山地裁に参りまして、この4月から3件の裁判員裁判を担当しております。今日は、裁判員経験者の皆さんからいろいろな御意見をお伺いできることを非常に楽しみにしております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

岡田検事

岡山地検検事の岡田です。よろしく申し上げます。

山本検事

岡山地検検事の山本と申します。私も裁判員裁判を複数件担当させていただきました。裁判員経験者の皆さんの御経験や御意見を仕事に反映させていきたいと思っております。今日は貴重な機会として皆さんの御意見を聞いて勉強したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松島弁護士

弁護士の松島です。裁判員裁判は私選と国選を合わせまして8件ほど、その内3件は通訳事件でした。よろしく申し上げます。

的場弁護士

弁護士の的場と申します。この春にデパートに放火したという事件の裁判員裁判を担当いたしました。今日はよろしくお願いいたします。

司会

では、早速進めて参りたいと思います。まずは、経験者の方々に裁判に参加された全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。1つは裁判それ自体からある程度時間が経っていますので、各経験者の方々の記憶を呼び起こしてもらうということとともに、傍聴、この会を聞いておられる方々のために事案の中身を御紹介する趣旨で、冒頭で若干私の方から中身を御紹介したいと思います。その後で事件を担当された経験者の方々の御意見、御感想などをお伺いしたいと思います。

まず、今日参加いただいた方々の中で、経験者1番、2番の方が参加されました事件ですが、これは、被害者が交番の相談員の人で、その相談員の方の対応に腹を立てたという被告人が被害者の頭を金槌で殴打して、その公務の執行を妨害するとともに殺害しようとしたが未遂に終わったという、公務執行妨害、殺人未遂という案件でありました。この事件、争点が様々ありまして、殺意があったかどうかという点ですとか、犯行態様、傷害があったかどうかという点の一部について争われたり、あるいは心神耗弱かどうか、あと、発達障害ということが背景にあったようでした、これを量刑上どのように評価するかといった点が問題になったものと聞いております。公判審理は3日間、評議に丸2日と半日くらいかけて審理がされたと聞いております。このような事案を担当された方々の全般的な御感想などをお聞きしたいと思います。

まず、経験者1番の方、どうぞ。

1番

全体的な感想は、この裁判に対する感想ですか、それとも裁判員になったことにつ

いての感想ですか。

司会

そこはいずれでも結構です。

1 番

私は裁判員に選ばれたときは、逆に嬉しかったんですけどね。僕の周りで、知り合いで裁判員を経験したという人が誰もいなかったものですから。取りあえず1回やってみたいという思いがあったんですけど、ただ、「裁判員に選ばれたよ。」と社員とかに言いましたら、「えっ、会長行くの?」「何でそんな面倒なこと引き受けたんね。」と周りから言われましたね。でも、そういう意見もあったのですが、私自身が裁判自体の経験が1回もないものですから、被告にも原告にもなったことがなかったの、とにかく1回やってみようということでやって来ました。そういう意味では良い経験だったと思っています。そして、裁判所に来る前にいろいろとネットなどで、裁判員で死刑に関わるようなすごい事件とか、トラウマになるようなすごい写真なんかが出てくるとか聞いていたので、覚悟してきたんですけど、実際にやった事件では大したことない、こんな程度かという感じでした。それから、僕ら一般的な意見と、法律上の問題とは違うなと思ひまして、最初聞いたときは「こんなことやったんだ。」と思ったんですけど、あとで量刑の資料などを見せてもらったときには、「あれっ、これだけ激しいことをしていても罪が案外軽いんだな。」と思ひました。あとで裁判官からいろいろと説明されて、刑はそうやって決めていくのかというのがよく分かりました。そしてみんなで話し合っただけの判決については、今からどう思うということもないのですが、あの後被告人がどうなったかが知りたいですね。執行猶予が付いたので、無事に更生したんだろうか、また何か犯罪をするんじゃないだろうかと、心配になりましたし、何より新聞を見る目が変わりましたね、地元の記事を見るようになりました。そういう意味でも良い経験をさせてもらったと思っています。

司会

ありがとうございました。先ほどの私からの説明で漏れていましたが、結論としては保護観察付きの執行猶予になったという事案でした。では続いて2番の方、同じ事案を担当していただきました。

2 番

まず、私は、裁判員裁判に反対の考えを持った人間でした。今回選ばれたことをきっかけに、裁判員裁判というものが本当に必要なものなのかどうかを自分で考えるきっかけになるかなと思って参加を決めました。結果として、裁判員裁判が必要なものかどうか、よく分からなかったんですけど、経験してみても良かったとは思ひます。それは、自分が構えていたよりも思ひのほか、取っつきやすかった。それは裁判官や弁護士、検察官の説明がすごく丁寧で分かりやすくて、裁判そのものに関わるのは初めてだったんですけど、話し合いもとても十分にゆっくりしてくださったので、

一つの答えを出すのに焦ったりすることが全くなくて、そういう意味では、裁判員裁判の裁判というものをちゃんと用意してくださったような気がして、とてもありがたかったなあと思います。

司会

ありがとうございます。では、続けてですが、経験者3番の方の担当された事件について御説明いたします。この事件は、被告人が、好意を持っていた被害者から交際を断られたり、被告人からの電話に着信拒否をされたことなどに怒りを覚えて被害者を殺害しようと考えて、被害者方に侵入してその帰宅を待って、戻ってきた被害者の胸を折りたたみナイフで突き刺して殺害しようとしたがその目的を遂げず、被害者にそのナイフによる傷害と外傷後ストレス障害を負わせたという事件でございまして、住居侵入、殺人未遂、銃刀法違反という事案です。この事件でもやはり争点は多岐に渡ってございまして、殺意があったかなかったか、後遺障害（PTSD）について被告人の行為と因果関係があるか否かが争われ、また、量刑の点についても問題となった事案です。結論としては懲役10年という判決となった事案でした。この事件を経験されたのが3番の方になります。3番の方、感想などをよろしくお願いいたします。

3番

まず、裁判員裁判に参加することについて、私も1番の方と同様、是非やってみたいという意思があって最初伺いました。それで、事件の内容からすると、一般的に「ストーカー殺人未遂」と題名が付いて報道も多数されていた事件でしたので、少し心配もあったのですが。心配というのは、その関係者の方と裁判を通じて顔を合わせるといことについて、若干の不安があったんですけども、特段その問題もなく終わったことは一つ良かったかなと思っています。それからこの事件に関して、先ほどもお話がありました。検察側と弁護側の科刑の意見が大きく分かれてございまして、検察側が20年、弁護側が3年という科刑意見でしたので、その辺の判断の難しさは評議の中でも感じました。

司会

では、続いて4番の方にお伺いいたします。この事件は、通貨偽造、同行使という罪名でして、内容は、被告人が売春の対価を支払わずに済ませようと考えて、自宅のパソコンやプリンタを使用して1万円札3枚を偽造し、その売春の相手方に受け取らせて行使したという事案でした。この事件は、犯罪事実の中身については争いがなく、主として量刑が問題となる事案でして、審理の日程も比較的短いものでした。この事件を担当された4番の方に感想などをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4番

最初にこの事件の概要を読んだときには、和久峻三さんの「赤かぶ検事」の話に出てきそうな話だなと思ったりもしました。でも、関係者の方は大変な思いをされたと

思います。私は、裁判員裁判に参加して、裁判官の方はもちろんなんですが、検察官や弁護士の方、それから他の職員の方々も私たちにとっても気を遣われていたと思います。私たちがリラックスして評議ができるよう、心を尽くされていたと思います。私は裁判員裁判にできたら参加したいと思っていましたので、参加できて良かったと思っています。

司会

ありがとうございます。では、続いて経験者5番、6番、7番の3名の方が御担当された事件を御紹介します。これは住居侵入、強姦致傷という事件でして、被告人が被害者を強姦しようと考えて、帽子やストッキング、マスクで顔面を隠して被害者方に侵入して、被害者に対してカッターナイフを示して、あるいは両手首をガムテープで縛ったり、口に貼り付けたりした上で、更にスタンガンを押し当てるなどの暴行、脅迫を加えて強姦しようとしたけれども、被害者が隙を見て逃げたためにその目的を遂げなかったという事案です。この事件は、争点となった事柄としては、強姦の故意があったかどうか、それとも財物奪取の意思であったのかどうかという点、それから量刑に関する問題ということでありました。順に感想等をお伺いしていきたいと思いますが、まず5番の方どうぞ。

5番

私もやりたくて裁判員をやった人間なので、極論で言うといろんなところで中途半端というか、肩透かしをくらった感じがあったんですけど、それでも思っていたよりはいろいろと意見も言えたり、違う意見の方もいて、そのような違った意見にも触れることができたのは良かったと思うんですけど、最後に判例を配られたときの感想が1番の方と同じで「軽いなあ。」と思ったのが印象に残っています。そんな感じです。

司会

ありがとうございました。続きまして6番の方、どうぞ。

6番

はい。裁判員裁判に関しては、今年で5年目ということですけど、正直、1番の方がおっしゃっていましたが、周りで誰も体験した人がいなかったの、「本当にやっているんだろうか。」とか「岡山ではやってないんじゃないか。」というのが正直な気持ちでした。なので、昨年11月に『最高裁判所』という封書が届いたときには、『裁判員裁判』という文字が表に書かれてあったので、「わあーっ、当たった。」という気持ちで強くて、でも正直その封筒をその日に開封することができなかったんです。全く初めて今回裁判所にやって来ましたし、当たったらやろうとか、そういうことも考えたこともなければ、裁判員裁判の制度に賛成だとか反対だとか、申し訳ないですがそういうことも念頭になかったの、本当に不埒ですが、「わあーっ当たった。宝くじ買おうかしら。」くらいのことしかなかったの。実際に当日ここへ来て、自分が裁判員裁判に参加すると確定したときに、私は勤めていますので会社の方に連絡したら、

やはり会社の方も同じ意見で、「来年の裁判員裁判の名簿に載ります。」と言った時点では会社の方も「行って来い、行って来い。」って、「是非参加して来い。」って言うてくれていたんですが、実際に参加することになりましたとなると、今更断れないのに「全日程参加する必要があるのか。」とか、「何日休むつもりだ。」とか言われて、会社の方もそれから慌てて、休みをどういう扱いにするかとかの協議が初めてされたようで、私は2週間の行程で、1週目4日間、2週目3日間という参加の形だったのですが、正直、これ以上日程の長いものだったら経験できなかったと思っています。先ほど、中田裁判長の方から事件の概要の説明がありましたように、量刑だけを定める事件ではなかったもので、非常に悩みました。私は食べて寝たらそれまでであった嫌なことを忘れてしまうようなタイプですが、「何でこんなに縁もゆかりもないような人のことを、一生懸命考えなくてはいけないのか。」と、4日目辺りにはもう腹が立ってきて、もうこんなに何も縁もゆかりもない人間が、こんな頭を悩ましていることが被告人に伝わるんだろうとか、事件のことではないことまで、その家族のことですとか周りの人のことまで本当に悩みました。ですから、まだ現時点では、良い体験ができたとは正直言いかねます。貴重な体験ができたとは言えますが、まだ消化し切れていないというか、「どうぞ皆さん、参加してみてください。」というような意見は、正直まだ持っていません。それ以外にもまだ難しい部分がある事件でしたので、社会的弱者の方へ向ける目ですとか、自分が日常当たり前だと思っていることが当たり前でないことすとか、ニュースを見る目や自分の考え方やものの見方とか、自分の思っていることが当たり前ではないんだということを、それ以降この小さい頭で考えるようになりました。以上です。

司会

ありがとうございました。日程の点を言及されましたので、この事件は少し変則的な審理経過を辿って、いわゆる中間評議というのを入れた事件です。最初3日間ほど公判審理があつて、その後1日半ほど中間評議という形にして、そこである程度話し合いをした後に更に1日ちょっとの公判審理を行って更に最終的な評議を行って判決に至ったという、こういう中身になっていますので、御参加いただいたのは結局、7日間、この間に土日を含んで挟んだりしていますので、そういう意味では若干長期化した事件であったかと思えます。では続きまして7番の方、よろしくお願いします。

7番

正直なところ、候補者の通知が来ても選任手続の通知が来ても、「まあ、選任されることはないだろう。」という感じでしたね。特に理由はないのですが、長く生きてきましたけど特にくじ運が良いわけでもないのに、「まあ選ばれることはないだろう。」と高を括って選任手続にやってきましたけども、どういうことか選任されて、そういうことなので、裁判員としての事前の勉強だとか、意識とか、自覚だとかは全然できませんでした。選任手続が終わってその日の午後、法廷に立ったときにはもう何か

頭の中が真っ白というか、どうなるんだろうかという不安がちょっとありました。そんな感じでしたが、審理に立ち会う、評議に参加するということで、過ぎてみれば自分なりに役目、責任が果たせたかなと思っています。それは何だったのかなと思ってみれば、裁判員制度は私のように法律とか司法にほとんど縁のない者でも何とか責任が全うできたというのは、審理が分かりやすいように制度作りをしてくださっているというのがあったから素人でも最後までやれたのではないかと感じています。ちょっと抽象的ですが、そんな感じです。

司会

ありがとうございます。続いて8番の方になりますが、まず事案を御紹介いたします。この事件は、被告人が結婚を考えていた交際相手から一方的に交際を解消させられたことや上司との関係のことなどが積み重なって、「忘れてしまいたい。」「自分がいなくなってしまう方がいい。」などと考えて、勤務先であるデパートに放火して自殺しようと考えた。しかし、結局は商品等を燃やすに止まって目的を遂げなかった現住建築物等放火未遂という事案でした。この事件も争点が多岐に渡っていたようでして、責任能力、心神耗弱かどうかという点が争われて、それと量刑が問題となった事案と聞いております。この事件を担当された8番の方、御感想などをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

8番

今年の4月に担当しました放火未遂事件ということで、ここにいらっしゃる裁判官の皆様には本当にお世話になりました。実を言いますと私も裁判員に選ばれて、本当に法律とかの知識はないし、仕事もなかなか休めないのので、できれば断つてと思ったのですが、結局無理を言って休ませてもらいました。専門用語とかも何ぼか入っているんですが、分かりやすくゆっくり説明していただいて、良かったと思っています。こういうことを次の人にも教えてあげて、もしまた僕が当たったらもう1回参加させてもらって、前よりも意見が言えるようになりたいと思っています。以上です。

司会

どうもありがとうございました。一通り皆さんから御意見を伺ったところで、その御感想の中などで出てきた事柄で、より広めあるいは深めていきたいと思っています。1つは、2番の方あるいは7番、8番の方がおっしゃっていました、最初は取っつきにくいと思っていたんだけど、実際に参加してみたら分かりやすかった、丁寧なものであったと、あるいは専門用語なども解説があって分かりやすかったというような御感想をお話いただきました。そういう工夫は確かにしているところではあるのですが、その他、あるいはそれも含めて公判における検察官又は弁護士の主張立証活動の在り方で、こういう点が分かりやすかった、あるいは逆にここは分かりにくかったよというようなことがあれば御指摘いただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。先ほどおっしゃっていただいた、2番の方、覚えている限りで結構な

んですが、どんな点がございましたかね。

2番

事前の資料がきちんと用意されていたことと、その資料がカラーの図が付いていたとか、そういう配慮がされていたのが良かったかなと思います。

司会

今のは検察官、弁護人から出された冒頭陳述メモというものですかね。

2番

はい。

司会

なるほど。その他に何か、8番の方とか、何か良かった点、悪かった点など御指摘いただけますか。

8番

悪かったと言うと失礼なんですけど、ちょうど裁判員の中で僕よりも年の人がおられました。その人が言われていたんですが、マイクの声が聞き取りにくいと。僕らが分からないということは、傍聴されている人たちもよく分からなかったんじゃないかなと思ったんです。もうちょっとスピーカーの音量を上げてもらうか、どうにかしてもらったら良かったのかなと思った、そういうことがありました。

司会

今おっしゃったのは、証言台の所で喋っている人の声が聞き取りづらかったということですかね。検察官とか弁護人とかの声もですかね。

8番

そうですね、検察官も弁護人もマイクから離れて話されるので。でも、そのときは対応してもらって、きちんとマイクを使って喋ってもらったんですけど。

司会

ありがとうございました。他にどなたかございますか。1番の方、どうぞ。

1番

これはちょっと裁判員制度への不満ということになっちゃうかも知れないんですけど、誠にすごい資料だったんです。分かりやすい。これを作るために弁護側も検察側も裁判官の方々もすごい資料を用意していただいて、1つの裁判でこれだけ作るのは大変じゃないかと。しかも先ほど言ったように、ビジュアルに訴えるようにとか、話の中でこの証拠の写真とかビデオとか見られるようにとか、こんなに作るのに労力は大変だと思ひまして、「裁判ってすごいな。大変だな。」と思って、実は、普通の裁判を少し覗かせてもらったら、別にそんなことなく、さーっと読み上げて、「はい、はい、じゃあ終わりました。次はこの日です。」といった感じで、あれっ、全然違うな。

裁判員裁判だけこれだけ時間と手間とお金をかけて、僕ら素人の意見を聞かなければいけないのかなと感じました。先ほども「凄惨な」と言われた方がいましたが、実際に被告人が悪いことをしたんだから罰を与えるのが当たり前なんだけど、どんな罰を与えていいのかとか、そんな判断は素人はやっぱり難しいと思うんですけどね。本当に裁判員裁判そのものをそんなに必要があるのかと、これをするために裁判官の方々も忙しいのに時間を使ってしまっているわけで。普通の裁判に支障が来ませんか。

司会

なるほど、裁判員を経験された後に他の裁判を傍聴された。そうしたところ、裁判員裁判との格差が大きかったという御感想ですかね。確かにこの点は、いろいろと、要するに後で傍聴されたような審理を実は裁判員が始まる前は主流として行っていたということですし、今でも多くの事件はむしろそういう進め方をされているのが実情なのかもしれませんが、しかし、将来的にあるべき刑事裁判の姿はどのようなものかと考えたときに、裁判員裁判をそちらの方に近づけていくのか、それとも今まであった裁判を裁判員裁判の在り方に近づけていくのか、それともどこかで線引きするのかと、いろいろと考えていくべきだと今御感想をお聞きしながら思った次第です。ありがとうございます。

例えば、精神状態について問題となった事案が、1番、2番と8番の方ですね。例えばお医者さんの証人尋問がされたと思うのですが、十分中身は尽くされていたかという点についてお尋ねしたいと思うのですが、8番の方、いかがでしょうか。分かりやすいものだったでしょうか。

8番

結構、僕らには分かりやすかったような気がするのですが。他の裁判員の方はどうだったか分かりませんが。

司会

ありがとうございます。では、1番の方。

1番

私もお医者さんの意見はよく分かったと思います。ただこれが裁判だなと思って、逆に言うと、テレビでもよく見るシーンのような、弁護士側の方は被告人の発達障害のことを言って、「これだけ影響があるんだよ。」と、検察側は「そんなことはないよ。」と言うわけです。お医者さんの証人が2人おられたんですけど、全く真反対の意見だったわけですね。それで、どっちなんだろうと思いながら話を聞いて「ふーん、なるほど。」と納得し、今度弁護側の話を知ると「なるほど、確かにそれも言えるな。」と。だからどちらも正しいという感じになるわけです。もらった資料にはたっぷりと後遺症がこうですよと書かれていて、分かりやすいのは分かりやすいんですけど、やはりそれを素人に判断しろというのは難しいと思いました。

司会

2番の方はいかがですか。

2番

私は分かりにくかったです。お医者さんの、多分、たまたまだったのかも知れないんですけど、ちょうど担当してくださったお医者さんの話し方とか話の持って行き方とかがちょっと取っつきにくいような印象を受けたんです。それで、なかなかお話が入ってこなくて。それで、単語とかであれば、自分で分からなかった言葉や「これ何のこと言ってたんだろう。」ということ、今の時代ですとネットで検索したり本で調べたりして、何か取っ掛かりがあったから、それをきっかけにそのような症状になったとか、その症状が事件に本当に関係があるんだろうかというようなことを自分で追究していくような感じだったかなと思います。

司会

御自分で調べられたんですか。その公判が終わった日などに、ネットや本で。

2番

そうですね。自分で、元々本を読むのが好きなので、そういうのをきっかけにちょっと調べてみたりですとか、やっぱり、分かってないといけないような気がしましたので、できる限りのことはしてみようかなと思いました。

司会

ありがとうございました。それから、精神科ではないのですが、お医者さんの証人尋問がされた3番の方、いかがですか。お医者さんの尋問というのは、専門的な領域の話が主になると思うのですが、御覧になってどうでしたか。

3番

一番難しかったのは、やはり傷、左胸を刺した傷の深さに関して、先ほどもありましたが医師の見解がそれぞれで出てくるということで、実際にCTの写真を見て、「これが何センチですよ。」と言われて、「ああ、なるほどな。」と思うこともあれば、弁護側の医師の説明で、「胸なのでサイズが変わる。」というようなことを説明されて、実際のところ、傷の深さは何センチなんだろうと、証拠として写真もあるんだけど、その深さの本当のところを推し量るのは難しかったですね。それだけでは。

司会

見解の対立があって、その判断が難しかったということですが、それぞれの立場の違うお医者さんが話している尋問の中身自体は十分理解できたということになりますか。

3番

その点は大丈夫でした。

司会

ありがとうございました。すみません、私がちょっと興味関心があって、主にお伺

いしてしまいました。こちらで、検察官あるいは弁護士の方で、立証活動の在り方等について、お聞きになりたい点もあろうかと思うのですが、何かこれらに関連して御質問等あればお伺いしますが、検察官いかがですか。

岡田検事

私は経験者5番、6番、7番の方の担当された公判に関わったんですが、最初の冒頭陳述メモというものがあって、私はこれを作るのを担当しました。いつも実際の裁判をする前にいろいろ何度も試行錯誤しながら、分かりやすい立証は何なのかということで、色や文字情報であるとか、説明方法について練っているのですが、文字情報が多いということについて、我々もあまりに多いと取っつきにくかったりすることもありますので、最低限のものかと思っておりますが、私の個人的な思いかも知れませんが、どうしても事件として丸い形の事件であればきちんと丸い形として提示して判断してもらい、これが丸い事件を四角い形で提示してしまった場合にはどうしても誤解が生じてしまったりとか、誤った形で事件が伝わってしまう、そのことが一番問題だと思っております、どうしても文字数が増えたりしてしまうんですが、今回の事件ではその点どうだったかについてお聞きしたいなと思っております。

司会

では、経験者5番の方から順にお聞きするというところでよろしいですかね。5番の方いかがですか。

5番

文字数が多いと感じることはなかったのですが、基本的に書かれたとおりに進んでいくので、ちょっと退屈な感じという印象がありますが、分かりにくいとか、面倒くさいということはありませんでした。

司会

「退屈だ。」というのは、具体的にはどんな感じなのですか。

5番

質問とか被告人の答えとかが、全部そのままそのとおりに進んでいくので。一問一答で最初から最後まで、最初に読まれたとおりに話が進んで、初めて聞くような事も全くなくて。

司会

既に知っている話を、公判の証拠調べで聞くという印象を受けられたということですか。

5番

そうですね。

司会

ありがとうございました。では6番の方、いかがでしょうか。

6番

あのようにカラーで、画も字も入った分かりやすい資料が提示されるとは正直思っていないので、簡潔にまとまっていたと私は思いました。ただ、重要なことしか載っていないという気持ちがあったのも事実です。変な話ですが、ドラマとかを見ていると、検察の方は悪い方で、弁護士の方は助ける人という、ちょっとおかしいんですが、そういう勝手なイメージのようなものを持っていたんですが、今回の場合、弁護士の方から提示されたものも色分けがしてありましたし、見出しも大きく書いてあって、それに対して文字が入っているという形のもので、どちらから提示されたものも分かりやすかったです。ただ、最初にも少し申し上げましたが、被害者の方が聴覚障害を持っていらっしゃる方でしたので、質問したことに對して、「そうじゃないんだけどな。」というような、明確に手話通訳の方から答えが返ってこないというか、決して手話通訳の方が間違っているというのではなくて、微妙な質問をしたことのニュアンスが伝わらないというか、そこはもう「この質問は流しましょうか。」みたいな形で終わってしまったことがあって、ちょっと消化不良的な部分があったというか、決して悪い意味ではなくて、難しいニュアンスの質問をどういうふうに問いかけていったらいいのか、その辺りはちょっと難しかった。私たちは十分議論し尽くしたんだけど、本当にこれが議論し尽くす事実の全てだったんだろうかというような気持ちが残ったのは事実です。

松島弁護士

ちょっとよろしいでしょうか。今の観点のお話で、実は先週の土曜日に弁護士と通訳の協働ということで、日弁連でシンポジウムをしました。そのときに私がこの事件を基にして、反省したことがありました。それは、事前に手話通訳協会の方から「お願い事項」というペーパーを渡されていたんですが、それを私ら弁護士、検察官もそうだと思いますが、経験がないもので十分に認識ができていなかった。どういうことかと言いますと、二重否定とか時勢の問題が複数重なるとまず伝わらないと。先ほど言われたのもそのことかと思うのですが、前の質問の答えを受けて「じゃあそのときどうだったんですか？」と質問する場合の「そのとき」という言い方が入ってしまうと、もう分からないそうです。やはりこの点は我々反省しなければいけないと思いました。先ほど「(通訳の方が) 間違ったわけではないのですが。」と言われましたが、我々も実際に微妙なニュアンスがきちんと伝わらないということがありましたので、これは重要な反省点だと思いました。これは手話だけでなく外国語も同じで、二重否定や時勢が二つ入るような質問、抽象概念や仮定過去などの表現は、外国人は使わないらしく、通訳をしても伝わらないと言われましたので、これから質問の仕方などを反省しなければいけないと思いました。

司会

ありがとうございました。では7番の方に伺いますが、冒頭陳述メモの在り方などについては、いかがでしょうか。

7 番

はい。今検察官がおっしゃったような御苦勞を感じながら読ませていただきました。文字が多いとか、内容が不足だというようなことはありませんでした。ということは、よく事実認定ができるように立派な資料を作ってくださいなんだなあという印象しか残っていません。特にこうしてください、ああしてくださいという希望もありませんし、よく作っていただいている、私たちのような者でも審理に入ることができて、良い資料だったなと思っています。

司会

ありがとうございました。弁護士の方で他に何か御質問はありますか。

松島弁護士

結審した後に評議に入られますよね。以前は評議が非常に短かくて、午前中まで論告、弁論をやって午後から評議して3時頃から判決というようなことがあったんですけども、最近は評議に時間を取っておられて、判決までに何日か空いているんですが、その評議の時間は十分と感じておられますか。

司会

この質問は全員の方に共通しますので、皆さんにお伺いしましょうか。では、1 番の方からお伺いいたします。評議は十分にできましたかという質問です。

1 番

評議は十分にしたと思います。質問があったら裁判官の方が説明してくださる。十分に時間も取ってくださいしていました。逆に「もう決めようじゃないか。」というようなときでも「いやもう少しやりましょう。」というというような感じで、十分に話ができました。

司会

では2 番の方。

2 番

十分にできたと思います。ありがとうございました。

司会

3 番の方。

3 番

私も十分だったと思います。期間が長かった事件でもありましたし、十分だと感じました。

司会

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

量刑だけの問題であったので、時間は多分十分にあったと思いますが、自分がきちんと意見を言えたかという点については疑問かなと思います。

司会

4 番の方の担当された事件は、事実関係に争いがなくて、正に量刑だけが争われた事件で、審理の時間も短かったのですが、それに合わせて評議の時間も短かったということになるのですが、御自身が十分に参加できたかという点には疑問符を付けられたのですが、何かこの点が問題だったなということはありませんか。例えば裁判官の評議の進行の仕方とかについて、ここはこんなふうにした方がよかったんじゃないかなという御意見がございませうか。

4 番

自分自身も裁判に参加するということが初めてですから、評議の流れというのが分かりにくいんですね。もうちょっと積極的に意見を言えば良かったなという自分の思いはあります。

司会

評議はこんなふうに進んでいきますよというような式次第のようなものがあれば、適切に意見が言えたかなというのがありますか。

4 番

裁判は、表から見える部分はテレビでも見たりしますが、評議の中でどんなふうに進んでいくというのは分からないので、そこらへんがもう少し分かりやすければ良かったかなという思いです。

司会

ありがとうございます。では5番の方。

5 番

個人的には十分だったと思うんですけど、時間が決まっていたのが良かったですね。続けろと言われてればいつまでも続けられると思うので。あと3日長かったとしても十分だったと思うし、3日短かったとしても十分だったと思うのではないかと思います。手を抜いて喋る人は1人もいなかったと思うので、限られた時間が短くても長くても十分だと思えます。

司会

ありがとうございます。では、6番の方。

6 番

本当に偶然集められたメンバーなんですけども、もちろん年齢もいろいろありまして、誰か1人がずっと喋っている、1人が自分の意見をまくし立てているということもなく、それは裁判長をはじめとして裁判官の方々がうまくフォローしてくださったのもあると思うのですが、私自身も「こんなことを言ったら否定されるだろうな。」と思うような意見を言っても、皆さんがそれに対する自分の意見をきっちり話して下さって、本当に有意義な時間でした。先ほど5番の方が言われたように、もう1回続けろと言われてれば評議できたと思いますし、私自身も検察官の資料を見れば被告人

に対して「この野郎。」と思いますし、弁護人の資料を見れば「ああ、そうかもしれない。」と、その都度ずっと揺れ動きました。私も一生懸命考えましたし、皆さんも、こんなことを言ったらおかしいかもしれないけどというようなことも、自分の意見をどんな小さなことでもきちんと発言されていましたし、それに対して、裁判官の方々も本当に真摯に接してくださいましたし、十分に評議はできたと思います。

司会

ありがとうございました。7番の方、いかがでしょうか。

7番

5番、6番の方がおっしゃられたので、もう付け加えることもないんですけど、全員が評議の重要性、大切さを十分に認識してですね、時間も十分にあったと思いますし、それぞれの責任を果たすという範疇で十分に議論もできたと思います。事実認定というか、話が進んでいくうちに、時として憶測や情が出てくることもありますよね、評議の中で。私は、そのような場合にも裁判官の方々に良い方向に導いていただいたなと思っています。時間も十分にあったし、内容も十分に評議ができたと思っています。

司会

ありがとうございます。最後に8番の方、お願いいたします。

8番

僕も皆さんと同じような意見なんですけど、評議の場ではなかなか個々に意見を発表することが少なかったように思います。6番の方も言われたように、初めての方ばかりで打ち解けたということがないからかなと思うんですけど、その辺は裁判長、裁判官の方々にフォローして下さって意見を引っ張り出してもらって、裁判員の僕らが答えを出すという感じでした。

司会

話が評議の方に移ってきていますが、立証活動の在り方、公判での検察官、弁護人の活動の在り方について、何か他に御意見のある方はいらっしゃいませんか。4番の方とか、何かございますか。

4番

特にありません。

司会

では、最初に全員に御感想をお伺いしたときに、過去の量刑傾向が軽いんじゃないかという感想をお話しされた方が何人いらっしゃったんですが、この点について、量刑を考えるに当たって、御自身でどのように捉えられたのかについて、御意見がある方があればお聞きしたいと思います。量刑については、最近、最高裁の判例が出まして、いろいろと関心を呼んでいるところではあるのですが。では、1番の方、どうぞ。

1 番

過去の量刑の資料を見せていただきまして、ふと思つて「これじゃ軽いんじゃないですか。」と言ったことがあります。そのときに裁判官の方から量刑がどうやって決まるのかについて、いろいろと説明を受けて、まあそうなるのかなと納得したのです。例えば、こういう罪なんだけど、社会復帰できる形にするならこういうふうにすればできるとか、被害者の方が情状酌量を求めたら軽くなるんだというようなことを詳しく教えていただきまして、そのとき納得したんですが、普通僕らが持っている一般感情からしたら軽いんじゃないかなと思つたんです。もっと重い罰を与えて罪を償わせる方がいいんじゃないかなと思つたりしたんですが、被告人の発達障害や精神状態のこともあるかもしれないし、若いんだから社会復帰する可能性の芽を摘んではいけないとかいろいろ考えて納得しました。はっきり言って、僕ら素人は、良い意見を聞いたら「あつ、なるほど。」と思つてこっちに振れ、こっちの意見を聞いたらこっちに振れて、本当に根性なしというか、一本筋が通ってないんですけど。過去の判例を見ても、これだけやってもわずかこれだよというのを教えていただいて納得したんですけどね。

司会

それは、評議に入る前の段階で自分で考えておられた感覚と、実際に過去の裁判例とか、この事件特有の事情をいろいろと加味していつて、最終的な結論に至ったと。その流れの中で、最初の印象をおっしゃったということですかね。

1 番

最初の印象というか、過去の裁判例で、量刑の一覧表を見せていただいたんですけど、それで納得したと。一覧表を見て裁判官に質問したときに、「殺人未遂と言っても生きているだけで、ものすごい被害に遭われているのに何でこんなに軽いんですか。」とか、「何で大したことないのにこんなに重いんですか。」とかいろいろとあつたんですが、全体的にはやった事に対して刑罰が軽いなと思つたんです。それで、そのときの裁判官の説明を聞いて、罪の見方とかが分かつたということです。一般人にはそんなことは分かりませんから、良い経験をしたと思いますね。

司会

ありがとうございます。他に何か、こういった点について御意見が。どうぞ、3 番の方。

3 番

過去の判例というのが、最後の方に量刑を決める資料として目にする事になつたんですけど、個人的には、あれを判断材料にするのはどうなのかなと思つました。その資料に引っ張られるというか、この事件を客観的に見て自分なりに判断した結果を評議すべきではないかと思つていたので、それを見ちゃうと、結局、近いところに落ち着く結果になると思うんです。それぞれの事件で背景も違うでしょうし、参考にす

るのは良いと思うんですけど、それを見ちゃうと、どうしてもそこに引っ張られるような気がしました。

司会

参考資料ということ为前提としても、どうしても見たものに近づけようとする心理が働くということでしょうか。

3番

そうですね。それと、気持ち的に量刑自体が皆さんが思われているように、やった事実に対して刑が思ったより軽いと、そっちへ引っ張られてしまうという印象が結果として残ってしまうんじゃないでしょうか。

司会

他に何か、これらの点について、お考えがある方いらっしゃいますか。7番の方どうぞ。

7番

今おっしゃったことだと思うんですけど、前例を踏襲するんじゃなくて、市民感覚を広く評議して正しい量刑を決めていこうというのがこの制度の一つの目的なんだろうと思うんです。でもそればかりをしていると、公平性というか、バランスが崩れるんじゃないかなとも感じたんです。今、過去の参考資料を見て迷った面もありますけど、参考にするというか、そこを基軸にして今回の事案に対してこういう刑が出ている、今回と同じような事だけど何が違うのか、そのプラスマイナスを考えないといけないんじゃないかなと、この事件よりもここがプラスの事情があるんじゃないかなとか、いろいろな要素があると思うんです。その要素をプラスマイナスしながらやっていかないと、素人がなかなか決められないんじゃないかなと。悪いことをしたから仕方がないというのも分かりますが、情ばかりを言ってもいけないし、そのためには広い評議で決めていかなければいけないし、公平性というのも考えないといけないし、なかなか難しいなと感じました。

司会

量刑の公平性も広くこれまでの事案と今回の事件の特殊性を十分に考えつつ、量刑判断をしていかなければいけないと思われたということですかね。

7番

はい。

司会

ありがとうございます。大分時間も迫ってきておりまして、申し訳ありません。一応公判審理、評議についてお話をいただいたところでありまして。最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージをそれぞれ簡単にお伺いできればと思います。では、1番の方からお願いいたします。

1番

私は裁判員を経験するまで、裁判自体に関わることが全くなかったですし、傍聴しようとも思わなかったわけで、そういう意味では裁判というものに興味を持ったということと、それから今まで単純にニュースなんかも聞いていたのが、「ふーん、こんな事案でこのくらいの刑になるのか。」とか言えるようになったのは、この裁判員制度のおかげだと思っていますので、是非とも試しにやってみてほしいと、良い経験、悪い経験という意味ではなくて、貴重な経験にはなると思いますよ、あなたの人生が少しは変わると思いますよとは言いたいですね。それから補足ですが、私の会社では、トップが行ったものですから、社員が行くとなったら特別の有給で、別枠で行かすように社内規定を変えました。そうでもするから安心して行けよと。フォローをするにしても早くから分かっていますから。ただ、何十人も呼ばれて、その日に抽選で決まって、それじゃ明日からというのは、やっぱりきついなと思うんですね。「選ばれんじやろうな。」と思って行ったら選ばれて、「それじゃ、明日からお願いします。」は、私の場合は、幸いにも一応仕事を全部飛ばして来ましたら大丈夫だったんですけど、社員を行かそうと思うと、その辺はきついんですね。決まってから、せめて来週からとか時間を空けていただければ、引継ぎとかもする時間がとれてフォローもできるのですが、社員の1人1人にも重要な仕事を任せていますので、その辺を御配慮よろしくお願いします。

司会

ありがとうございました。では、2番の方よろしく願いいたします。

2番

私のように裁判員制度に疑問を持っている方に積極的に関わってほしいなと思います。この制度が本当に必要なものなのかどうかを、是非経験して見極めてもらえるようなことがあればいいかなと思います。それと、私も職場の人のフォローとか、そういった面がまだ行き届いていない面があると思いますので、認知度もまだまだだと思うので、もっともっと広まって、今後の在り方を考えて行けたらいいなと思います。

司会

ありがとうございます。3番の方どうぞ。

3番

最初に少し心配があると申し上げましたが、実際に参加してみて、不安なところあるいは事件に関する証拠の悲惨さなどはすごく配慮されていますので、是非次に選ばれた方は拒否しないで参加されてはいかがでしょうかと伝えたいです。

司会

ありがとうございました。4番の方、お願いいたします。

4番

自分が裁判員の名簿に載ったという通知が来たら、1度でもいいですから裁判員裁判を傍聴してみられたら良いのではないかと思うんです。そうすれば裁判の流れが分

かるし、求められているものも知ることができると思います。それから、自分の体験からの反省なんですけど、許されるなら休みを1日余分にもらった方がいいんじゃないかなと思います。皆さん、なかなか休みが取れないと言われましたけれども、私は会社の上の方の人にだけ言ったんですが、「国民の義務をしっかりと果たしてきてください。」と背中を押されました。ただ、同僚には何も言ってなかったもので、裁判員裁判の3日間とその前3日、その後3日と9日続けて仕事をしたような感じになったので、すごく疲れました。もし、もう1回選ばれる機会があったら、1日余分に休みをもらおうと思います。

司会

ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

5番

法律の知識とかは全くなくていいので、評議中も感情を出して喋っても法律上の不安は裁判官の方が何とかしてくれると思いますし、そういった不安は抱かなくてもいいです。それから最高裁判所のことも気にしなくていいと思います。大きな判決を出されても、裁判員の皆さんでブラッシュアップされていくと思いますので、大丈夫だと思います。

司会

ありがとうございます。では6番の方。

6番

一番最初に申し上げましたが、まだ私、4月に経験して、十分に自分の中で良い経験と消化し切れておりません。ですので、当たった人がもし近くの人から出たら、「わーっ。」という反応をしてしまうかも知れないです。私が不安に思っていた点はこちらに来て全てクリアされました。法律上のことなどに関しては心配は一切ないと思います。ただやはり、その人の置かれている立場によっては、仕事のことももちろんですし、家族のことももちろんですし、「交通費をあげるから。」と言われても、とても遠くから来られている方もいらっしゃいましたし、そういう負担を考えると、今まで最長の裁判員裁判が100日と聞いていますが、誰でもが参加できるような方法はないだろうかというのが自分が体験して感じたことになります。ただ、貴重な体験にはなりますので、1人でも多くの方が、当たったら参加していただきたいと思っています。

司会

ありがとうございます。7番の方、お願いいたします。

7番

私、8月で71歳になりましたけど、昨年11月頃に候補者通知をいただきました。それで、70歳以上の人にお伝えしたいなと思うんですけど、候補者通知を頂いた時点で70歳を3か月ほど過ぎていました。中を見ると、辞退要件の中に70歳以上の

人は辞退ができますよというのがありました。これ幸い、辞退しようと思って書いて、封をして投函しようかなと思ったんですが、「ちょっと待てよ。」と思いました。通知をもらって、70歳だから辞退でと、すぐに書いてポストに入れて良いものかと、ふと自分で考えてみたんです。これだと何か責任を果たせないし、何か自分が情けないなと思ったんです。それで投函を取りやめて今日まで来たんです。70歳で辞退ができるというのも理解できるし、ありがたいと思うんですけど、70歳になったからと言っても、年寄りなりにできることもあるし、役に立てることもあるんじゃないかなと思えるんです。だから、70歳以上の方に通知が行ったら、辞退要件になるからすぐに辞退するのではなしに、年寄りなりに役に立てること、できることもありますから、事務的に辞退をするのではなく、できる限り参加をして責任を果たしていただけたらどうでしょうかと、それがまた一つ裁判員制度を良くするきっかけになると思いますよと言いたいと思います。

司会

ありがとうございました。では最後に8番の方、お願いいたします。

8番

僕が言うことはほとんど皆さん言われたので、僕らが勤める中小企業、本当に小さい会社は、やっぱり周知というんですかね、全員がよく知らないんです。ですから、公の場でもっとPRをしてもらって、当たった人が休むことができるように、そして裁判に参加できるような環境を作ってもらえればいいなと思ったんです。私の会社も社長は勉強しておられて、すぐに「そりゃ、ええが。」と言われたんですけど、他の人は全くノータッチですので、僕が最初の3日ほど連続で休んでここに来ていたら、その晩からずっと電話がかかってきて、「病気じゃないのか。」「何してるんだ。」と、いろいろ私のことを心配してくれたんです。みんなに周知しておけばそんな心配も省けて安心して参加できると思うので、小さい会社にもPRをしていただければありがたいと思いました。

司会

ありがとうございました。それでは、最後にこの会に参加しました裁判官、検察官、弁護士の方々からそれぞれ御感想などを頂ければと思います。よろしく申し上げます。

松田裁判官

本日は本当に御苦労さまでございました。いろいろな御意見をいただきましたので、今後の期日指定ですとか、評議の進め方に是非参考にしていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

岡田検察官

本日は貴重な御意見ありがとうございました。検察官の仕事は公権力を行使する仕事ですので、普通感覚と言いますか、一般の方の常識的な判断がないと当然いけないわけですし、そのことを今回の意見交換会で改めて思うことができました。大変貴

重な御意見ありがとうございました。

松島弁護士

先ほどもお話ししましたが、今日は経験者の方から直接、手話通訳などでは微妙なニュアンスが伝わりにくいという御意見を伺えましたので、今後の改善に役立てたいと思います。

的場弁護士

今日はありがとうございました。皆さん方が口々に言われた共通の話として、「こっちの話を聞いたらこっちに揺れ、こっちの話を聞いたら今度はこっちに揺れ」と、振り子のように揺れ動いていたというお話がありました。それこそが大事なんだろうなと思いました。裁判官の悪口を言うてはいけませんが、裁判官にとっては見慣れた風景なんですけれども、市民の皆さんにとってみれば、どこかのドラマでは見るんでしょうけれども、本当に生の事件を目をまん丸にして見る経験というのはそうないことだと思います。そして、どうぞ揺れてください。あっちに揺れ、こっちに揺れて、その振幅が小さくなって、最後に収まるところに収まるというのが裁判の形としては良いのだらうと思いました。弁護人の立場から言いますと、裁判員の皆さんと目を合わせて「分かっていただけでした？」と心の中でつぶやくと、「うん。」と深く頷いていただける方がいらっしゃいます。そうすると「よし、この方は分かってもらえた。」と思わず駆け寄って手を握りたいような思いになります。「この方とこの方は大分こっちに近いな。」とか、「この方はどっちか分からないな。」とか、いろいろとドキドキしながら、「じゃあ、この人に集中的に語りかけてみよう。」というようなことを思いながら我々もやっているんです。できるだけ退屈にならないように、我々の提示する話を興味を持って聞いていただけるように一生懸命工夫はしていますので、是非また御協力いただければありがたいと思います。

司会

ありがとうございました。それではここで意見交換会そのものは一旦終了させていただきます。

総務課長（進行）

ありがとうございました。それでは、残りの時間で報道関係者からの御質問をお願いしたいと思います。

A社 a 記者

今日は大変貴重な御意見をありがとうございました。私からは2点ほどお伺いしたいのですが、まず1点目が、今日の御意見の中で検察側と弁護側のお医者さんの見解が違って、どっちにも納得できたとか、あるいは検察側は懲役20年を求刑して、弁護側は3年と全く対立した意見が出されたとか、判断に迷うときというのがあったと思うのですが、そのときに何を重視して判断をされたのかお聞きしたいと思います。

1 番

私はそれを裁判長にぶつけたんですね。お医者さんの証人の見解がそれぞれ違っていたので「これはどっちの言うことが正しいんだ。」と。そうしたら「それはあなたの直感だよ。」と言われました。それで私はそのお医者さんの経歴とかを見て専門性が高いとか、その分野の中でも詳しいような人とか、あと裁判長といろいろと話をさせてもらって、「分かりました。」という格好で判断しましたね。評議の時間だけでなく、休憩時間とか雑談の中でも話をしたらきちんと裁判長がフォローしてくださいました。

A社 a 記者

ありがとうございました。他に御意見がある方は。いらっしゃいませんか。では、次に3番の方に伺いたいのですが、証拠の悲惨さへの配慮があったと、次に参加される方は前向きにというお話がありましたが、具体的にどのような配慮がされていたのでしょうか。

3番

そうですね。いわゆる血痕の資料とかですね。映像をモノクロにされたり、より生々しいものではなくて、ソフトなようにしていただいたように記憶しています。

A社 a 記者

最後に、右に揺れて左に揺れて最後まで悩んだと言われた方がいらっしゃいましたが、具体的な答えがない中で判決を下された、改めて庶民感覚を裁判に取り入れるという制度に対してどのように思われるかというお考えを伺いたいんですけど、個人的に裁判の流れが分かってよかったというような感想とは少し違って、逆に裁かれる被告人の立場に立って、自分たちが判断を下すということがどうなのか、やってみてどう感じられたかという観点で少し教えていただきたいのですが。

1番

私の参加した裁判は比較的重い結果にならなかったのもよかったんですけど、これが殺人犯で死刑が求刑されるような裁判だったらこういう状況にはなれなかったと思います。最終的には私も量刑の公平性が重要なんだというのに納得したんですけど、最初は違った。そういう意味ではこの裁判員制度というのは難しいと思うんです。個人性と言いますか、裁判官と我々との意見を合わせてと言っても、先ほどの量刑の公平性を貫かなければいけないとなれば、結果的にはあまり変わらないということになるのかなと思いました。普通の裁判が裁判員裁判みたいにもう少し詳しく寄っていったら、裁判員裁判自体はもう少し簡素になってくれば良いと思うんですけどね。今のようレジュメを詳しく出してもらって、それと同じようなテレビ画面をずっと見ているというのは、ちょっと時間の無駄という感じがします。

2番

正直に言うと、被告人に対してはどうでもよかったというか、同情する余地もないなど私は感じていたので、被告人より被害者の方がこの量刑で納得できるのだろうか

というのは、ずっと裁判が終わってからも思っていました。そこはずっと疑問が残っていくんだろうなとは思いますが。あと、凶器がどこにでも手に入るようなものだったので、日常生活に戻って見たときに、本来使われる用途でなく凶器として映ってしまうので、それはちょっと辛いというか、重いかなというのがあります。

3 番

量刑を決める段階の評議について、私自身が思っているのは、担当した事案が検察側20年、弁護側3年だったので、3以上20未満の幅に答えがあると考えまして、弁護側から見ると3に何が乗っかっていくんだろうか、検察側の主張から見ると何が引かれていくんだろうかというようなことを個人的には考えながら評議に臨みました。

4 番

自分が被告人だったとしたら、刑は軽いのが良いに決まっているんですが、今、求刑を超えての判決が出ていますが、もしそれが続くのであれば、それが国民の意見として反映されて良いんじゃないかなと思います。聞けば刑法というのは随分昔に作られて、今の時代に合わないことも出てきていると思うんです。私の場合みたいに、したことは悪いんだけど、では被害者の方かというと、遊ぶお金欲しさに売春している人が全く何の罪にも問われないというのがいかなものかと思ったりとか、強姦の罪が軽かったりとか、親が子供を虐待するのが今多かったですりしますが、もっと罪が重くても良いんじゃないのかなと思っています。

A社 a 記者

判決、量刑を下す際にいろいろな迷いがある中で、絶対的な答えはない中で評議をして結論を出されたと思うんですけど、裁かれる被告人の立場に立って裁判をもう1回見たときに、そのように迷いの大きい庶民感覚を取り入れる裁判員制度について、今、参加し終わってどう思われますか。

5 番

担当した事件が強姦致傷なので、被告人の立場に立つというのができないんですね。最終的に何で決めるかと言われれば、やはり自分の心しかないんですよ。(有期懲役)刑の幅がたしか5年から20年だったと思うんですね。罪状が罪状だけに仕方ない動機というものが絶対ないので、軽い方重い方という形で分けて、あとはみんなで話し合っただけということですね。だから、絶対この判決でなきゃ嫌だということはないですね。

6 番

私も今回の裁判に関して一番頭の中にあっただのは被害者の女性のことですね。それから被害者の女性の御家族のことですね。ただ、毎日毎日話を詰めていっているうちに、今度は被告人の立場になることはできないんですけど、被告人が再犯でしたので、「なぜまた繰り返したんだろうか。」とか、被害者の方は今、御家族の方と元気で暮らしていらっしゃるかなということも思い出すことはあるんです。それよりも私は、今

心の中には、「これから被告人はどうなるんだろう。本当に罪を償って出てきて、親孝行できるだろうか。」ということの方が、出てきたときに受け入れられる社会があるだろうかということの方が大きいんです。ものすごく揺れました。本当にこの人は、レイプをするためにこの女性を襲ったんだろうか、それともたまたま空き巣に入った家で、女性がいたから襲ってしまった、黙らせるために襲ってしまった、こっちが本当なんだろうかと本当に揺れました。ただそれは、先ほど5番の方がおっしゃったように、「こういうことも考えられないだろうか、ああいうことも考えられないだろうか。」というのを本当に討議して、その中で出した結論ですので、それに対しては今はそうだったと思っています。本当に社会の在り方ですとか、ものすごく大きな宿題をもらったようで、何もできない自分に対して、そこが消化できないから、貴重な経験ではありましたが良い経験とは言えないですね。

7番

ちょっと違った角度からの話になるかも知れませんが、判決の宣告で被告人の表情に接したときに、量刑が適切だったのだろうかという気持ちにさいなまれることがあるんですね。反面、何とか罪を償って、立派に社会に復帰してほしいなということも同時に思ったわけです。感じたこととして、こんなことが世の中から少なくなればいいのに、過ちを犯す人が少なくなればいいのにと、通り一辺倒な答えかも知れませんが、そこら辺りが裁判員制度の効果、効力として期待される場所じゃないのかなと、だから裁判員として参加した者はできるところからやっつけていかないといけないなと思いました。

8番

私も一般市民で、裁判の経験がないんですが、何か事例があって、そこに軸を置いて、3番の方が言われたようにそこからプラスマイナスして出していったような感じで、それが妥当だったと思っています。

A社 a 記者

ありがとうございました。

総務課長（進行）

他に御質問はございますでしょうか。

B社 b 記者

お話ありがとうございました。裁判員制度が導入されて5年経ちまして、徐々にブラッシュアップされて現在の形になっていると思うんですが、司法の場に国民の意見が反映されるという裁判員裁判において、実際に参加されてみて、より意見が代弁しやすくなるためには、今後どのような改善点が必要であると思われるか、意見をお持ちの方がいらっしゃればお願いいたします。

1番

いろいろ考えることがあるのでしたら、今はネットがありますから、ネットで裁判

所に対して「この前引き受けたんですけど、こうしたら良かったですよ。」とか、裁判の傍聴に来て「こう改善したら良いのではないのでしょうか。」という意見を、採用してもらえるかどうかは別として、そんな意見を受けてくれる場所が欲しいですね。そうすれば良い意見が出てくると思うんですが、それから「こんな資料はいらないよ。」とか「あそこまでしなくてもいいよ。」などの意見も必要だと思います。そんな目安箱が欲しいですね。

2番

裁判期間中の裁判員の皆さんは、休憩時間の控室が一緒だと思うんです。それが私は本当に嫌で、どちらかと言うと1人でゆっくり考えたいんですね。でも同じタイミングで集まった人々が、私以外の方々は結構討論をするのがお好きな方たちだったようで、控室でもちょっと白熱されていたんです。私のような人間も少なからずいるということで、控室の配慮じゃないんですけど、もうちょっと分かれて過ごせる場所があれば良かったなとすごく思いました。

B社b記者

ありがとうございます。もう1問だけ、よろしいですか。6番の方に伺いたいんですが、貴重な経験ではあるが良い経験としては今の段階ではちょっと消化しきれてなくて分からないというお話がありましたが、その裁判を通じて、縁もゆかりもない人のことを考えなければいけないということで責任も感じられると思うんですが、でも評議をして、判決を出さないといけないというときに、御自分の中でどのように整理を付けられたのかという点についてお伺いしたいのですが。

6番

7日間のうちで4日目くらいに本当に怒りが頂点に達しました。「何でこんな事に呼び出されたんだろう。」と帰りの車で危うく自損事故を起こしそうになるくらい。「何でこんな答えの出ないことを一生懸命考えないといけないんだろう。」と。仕事もしていますし、家庭に帰れば母ですし、主婦ですし、4日目辺りは怒りがピークでした。私は1週目に4日間、そして土、日、月とお休みを挟んで翌週は火曜日から3日間という形で裁判所に参りました。そしてその間の月曜日に仕事場に行きました。もちろん評議の内容とか詳細を会社の同僚に話すことはできませんが、実際に裁判で公開されていることなので、事件の概要とかはざっと大まかに喋って聞いてもらって、ストレス発散ではないのですが、私のいる場所を確認したというか、私を受け入れてくれる場所を確認することで、もう一度ゼロから考え直すことができました。先ほど2番の方がおっしゃっていましたが、私は正直みんながいる場所で、裁判官がいない時間にみんなでガヤガヤ喋っているのがリラックスになりました。日程の在り方もいろいろ考えていますと裁判長がおっしゃっていましたが、そういうことも含めて、私が経験したのよりも長い裁判ですとか、人間関係も複雑な事件になると、みんな日常生活もあるわけですから、日常生活を送りながらこれをこなすというのは煮詰まってくる

と思いますので、そういうところで気分転換ができたりしたことが、私の中で心構えが変わった点だったかなと今は記憶しています。

B社 b 記者

どうもありがとうございました。

C社 c 記者

今日は皆さんありがとうございました。6番の方にお聞きします。最初封筒が届いたときに「当たった。」という思いがあったけれども、封筒を開けられずにいたときの思いというものを少し詳しく教えていただいていたのでしょうか。

6番

私はフルタイムで仕事をしています。大体仕事が終わって夕方6時前後に夕食などの買い物をして帰宅します。そして家事をこなしながら子供を学校に迎えに行ったり、塾に送り届けたりとか、近くには年老いた両親も住んでいます。正直、あの封筒を開けて見る余裕はないです。ないというと語弊があるのですが、主人が帰ってきて「当たった。」と言ったのですが、主人も私宛ての郵便ですから開封もしません。それで、2日、3日と経って週末にやっと開封しました。中は、マンガを使ってですとか、DVDも入っていましたし、分かりやすい事例を使って、チャート式で自分の立場も分かるような、分かりやすい資料ではあります。でも正直、日常の中でそれをじっくり読む時間はなかったです。ただ、「裁判員裁判」と大きく書かれていたので、「あつ、岡山でもやっていたんだな。」というのがそのときの気持ちです。

C社 c 記者

ありがとうございます。

総務課長（進行）

よろしいですかね。それでは、以上をもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。皆さま長時間に渡り、どうもありがとうございました。